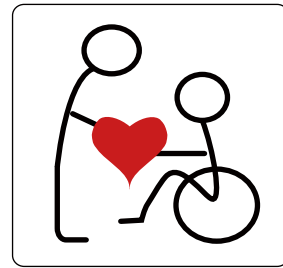


「在宅就業」支援企業の発注業務に表示マーク！

「バーチャルメディア工房ぎふ」は、平成10年より、一般の職場では就業の機会が得難い重度の障がい者が、社会経済活動に参画し活躍できることを目標に、「ITを活用した在宅就業支援」の取り組みを行っています。

私たちの取り組みを理解し、多くの企業様等より業務の依頼を頂いてきましたが、平成18年4月1日の障害者雇用促進法の改正（改正による新制度の中で、我が工房は、厚生労働大臣による「在宅就業支援団体」2100001として登録を受けることが出来ました）によって、より多くの発注、問い合わせ等を頂くようになりました。

私たちは、障がい者の就労にかかる企業の理解と社会的貢献を積極的に評価すると同時に、更なる促進と広がりをお願い、頂いた業務の完成品の一部に、障がい者の雇用・在宅就業への理解と社会貢献(CSR)を行っていただいている証として<CSR受託業務表示マーク>を表示させて頂くことにしました。



バーチャルメディア工房ぎふ
在宅就業支援団体 2100001

在宅就業障がい者に対する支援情報

平成18年4月1日に施行された障害者雇用促進法の改正において、障がい者の職業的自立の促進の一環として、非雇用（請負）で働いている方（在宅ワーカー）にも新たに仕事の発注奨励策が生まれました。この法改正にともない、在宅就業障がい者と仕事を発注する事業主をサポートする役割の「在宅就業支援団体」制度が創設され、その団体として当法人が登録されています。

企業が当法人のような在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金が支給されます。事業主に支給される特例調整金・特例報酬金の金額については、障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定しています。

障害者雇用調整金

法定雇用障害者数を超過して
障害者を1人雇用する



障害者雇用調整金の額は
1月当たり27,000円なので、
年間32.4万円が支給

特例調整金

例えば420万円の発注を行う
（雇用1人分に相当する発注額）



年間25.2万円が支給
（年間発注総額105万円以上の
場合に支給が行われます。）

- ※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者301人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。
- ※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が制定されます。

事業主の皆さん、是非ご活用ください。